

栗原市小規模工事等契約希望者登録制度実施要綱

平成19年7月9日

告示第135号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内に主たる事務所を有する業者の受注機会の拡大を図り、市内の経済の活性化に寄与するため、市が発注する小規模な建設工事、修繕等(以下「小規模工事等」という。)の受注を希望する者(以下「契約希望者」という。)の登録及び小規模工事等の業者選定に関し必要な事項を定めるものとする。

(小規模工事等の範囲)

第2条 小規模工事等の対象となる範囲は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)及び栗原市財務規則(平成17年栗原市規則第38号)で定める随意契約の条件に該当するもので、小規模工事等の内容が軽易で、かつ、確実に契約が履行されると認められるものとする。

(登録対象者)

第3条 契約希望者として登録することができる者は、市内に主たる事業所を有し、建設業等を営んでいる者のうち、次に各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 栗原市財務規則の規定に基づく競争入札参加資格者名簿に登録されている者
- (2) 希望する業種の小規模工事等を履行するために必要な資格、免許等を有しない者
- (3) 市税を滞納している者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が公共工事発注の相手方として不相当と認める者

(登録申請)

第4条 契約希望者として登録をしようとする者(以下「登録希望者」という。)は、栗原市小規模工事等契約希望者登録申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 契約希望者として登録しようとする業種の小規模工事等を履行するために必要な資格、免許等を証明する書類の写し
- (2) 登録希望者が法人の場合は、発行されてから3月以内の商業登記簿謄本の写し、代表者の印鑑登録証明書及び市税の納税証明書
- (3) 登録希望者が個人の場合は、身分証明書の写し及び発行されてから3月以内の市税の納税証明書

2 前項に規定する申請は、次の各号に掲げる小規模工事等の業種の区分により登録するものとする。

- (1) 建築関係 ガラス、サッシ、網戸、建具、壁、屋根、門扉、内装(カーテン、カー

- ペット)、塗装、錠鍵、タイル、ブロック、雨樋等の小規模工事等
- (2) 設備関係 電気器具、配線、照明、放送設備、空調機器、ボイラー、ガス機器、排水詰まり等の小規模工事等
- (3) 土木関係 防護柵、舗装、土工等の小規模工事等

(受付期間)

第 5 条 前条第 1 項に規定する申請書の受付期間(以下「申請受付期間」という。)は、別に市長が定める。ただし、申請受付期間の終了後も随時受け付けることができるものとする。

(名簿の作成)

第 6 条 市長は、第 4 条第 1 項に規定する申請書の提出があったときは、これを審査し、適格と認めた場合は、栗原市小規模工事等契約希望者登録名簿(以下「登録名簿」という。)に登録するものとする。

(登録名簿の有効期間)

第 7 条 登録名簿の有効期間は、第 5 条に規定する申請受付期間の属する年の 4 月 1 日から 2 年間とする。ただし、第 5 条ただし書の規定により随時受け付けした者の登録の有効期間の終了は、直前の申請受付期間に受け付けた者と同じとする。

(登録名簿の活用)

第 8 条 市長は、登録名簿を庁内に公開し、小規模工事等の業者選定に活用しなければならない。

2 市長は、契約制度の透明性を確保するため、閲覧等により登録名簿を公開するものとする。

(登録事項の変更等)

第 9 条 登録名簿に登録された者は、登録した事項に変更があったとき、又は事業を休止し、若しくは廃止したときは、栗原市小規模工事等契約希望者登録事項変更届・廃止届(様式第 2 号)を市長に提出しなければならない。

(登録の取消し)

第 10 条 市長は、登録名簿に登録されている者が次の各号のいずれかに該当したときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 第 3 条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (2) 倒産又は破産したとき。

(3) 契約に関して談合等の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他関係法令に違反する行為を行うなど不正又は不誠実な行為があったとき。

（業者の選定）

第11条 小規模工事等に関する業者の選定は、登録名簿に登録された者に対し、積極的
に見積りの参加の機会を与えるよう努めるものとする。ただし、競争入札参加資格者名
簿に登録された者のうちから業者を選定することを妨げない。

（契約の方法等）

第12条 契約は、原則として複数の業者の見積り合わせにより、最も低い価格の見積書
を提出した者と契約する。

2 小規模工事等の施工は、栗原市財務規則その他関係法令に基づき、信義に従い、誠実
に履行しなければならない。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱に関し必要な事項は、総務部長が別に
定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

栗原市小規模工事等契約希望者登録申請書

年 月 日

栗原市長 殿

栗原市が発注する小規模工事等について、契約希望者の登録を申請します。

所在地又は住所	〒		
フリガナ			
商号又は名称			
フリガナ			申請・使用印
代表者職・氏名			
電話番号		F A X 番号	

印鑑は、見積書や契約書等に使用するものを押印してください。

希望業種

番号	登録希望業種	具体的な工事の内容 (詳しく記載してください)	許可・免許を有する場合、 その種類名称等
1			
2			
3			

添付書類

- 1 市税の納税証明書（申請時点 3 月以内のもの）
- 2 希望業種の履行に際しては、許可・免許が必要な業種は、それらを受けている場合のみ申請できますので、名称を記入し、それを証明する書類の写しを添付してください。
- 3 許可・免許を必要としない業種でも、持っている資格等を証明する書類の写しを添付してください。

様式第 2 号 (第 9 条関係)

栗原市小規模工事等契約希望者登録事項変更・廃止届

年 月 日

栗原市長 殿

栗原市が発注する小規模工事等について、契約希望者登録を変更・廃止します。

所在地又は住所	〒		
(フリガナ)			
商号又は名称			
(フリガナ)			申請・使用印
代表者職・氏名			
電話番号		F A X 番号	

印鑑は、見積書や契約書等に使用するものを押印してください。

変更事項

番号	変更年月日 変更項目	変 更 前	変 更 後	備 考
1				
2				
3				

添付書類

希望業種の変更又は追加で、許可・免許が必要な業種は、それらを受けている場合のみ申請できますので、名称を記入し、それを証明する書類の写しを添付してください。